

第8回 北九州市水道事業基本計画検討委員会 会議要旨

- | | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【日 時】 | 平成18年10月31日(火) 15:00～17:00 |
| 【場 所】 | 小倉北区役所庁舎5階 水道局大会議室 |
| 【出席委員】 | 入江委員、菊池委員、清本委員、齋藤委員、西滝委員、福地委員
藤井委員、本田委員(50音順) |
| 【出席職員】 | 森水道局長、富高総務部長、深田参事、浅田給水部長、久鍋浄水部長、
高巢総務課長、松尾経営企画課長、島津主幹、内田経理課長、湯浅管財課長、
上野営業課長、熊谷主幹、原計画課長、柴田設計課長、眞部配水管理課長、
安永浄水課長、安本水質試験所長、経営企画課(事務局) |

1 報告事項

水道についての市民意識調査および事業所アンケート調査結果報告

2 議 題

今後の水道料金体系のあり方についての提言(案)

3 議 事

(委 員)

第8回の委員会を始める。今回は、これまで審議してきた料金体系のあり方について提言内容の終着点となる。

まず、前回議事録の承認を行いたい。議事録について意見等ありますか？

なければ承認されたものとしてとり扱うことにしたい。

次に、方向性を出すにあたって、市民の意識を反映させたいということで実施した、市民意識調査の正式な結果報告を事務局をお願いしたい。

(1) 報告事項

水道についての市民意識調査報告

(事務局)

それでは、6月に実施した、アンケート調査結果のまとめを、「水道についての市民意識調査報告書」(本文)を用いて、説明させて頂く。

「水道についての市民意識調査報告書」

「水道についての事業所アンケート調査報告書」に基づき、アンケート結果説明。

報告書について、質問等ありますか。

(委員)

「市民全体がどれほど、満足しているか」について、市民の54%が満足となっている。これは、平成14年度と比べて高まっているのだろうか。他の質問項目については、時系列の解説があるが、この項目についてはない。平成14年度は、どうであったのだろうか。さらにいえば、昭和期からの時系列変化はどのようになっているだろうか。

(事務局)

平成14年度は、「満足度」についての質問項目はなかった。今回中期経営計画「お客さまに信頼される水道」が実現できたかどうかの成果指標とするため、新たに取り入れた質問事項である。

(委員)

アンケートは、時系列変化が大切である。それでは他に質問がなければ、理解したということを進めていく。

(2) 議事

今後の水道料金体系のあり方についての提言(案)

(委員)

それでは、本題に入り、提言をまとめていく。最初は、現状把握。後半は、料金体系のあり方についての提言となっている。

まず、提言書(案)(7ページまでの)現況、課題について事務局に説明頂きたい。

(事務局)

「今後の水道料金体系のあり方についての提言(案)」1～7ページ説明。

北九州市の水道事業を取り巻く状況

現行料金体系の抱える課題

(委員)

現状と課題について何か意見がありますか。

なければ次の水道料金のあり方について(8ページ以降)事務局に説明をお願いしたい。

(事務局)

「今後の水道料金体系のあり方についての提言(案)」8ページ以降説明。

今後の料金体系のあり方について

その他

今回の提言にあたって

(委員)

以上事務局の説明を受けて、「料金体系の方針」「口座割引」「今回の提言にあたって」の全体で、修正意見があれば、どうぞ。

(委員)

委員会で、どこまで踏み込んだ提言を行うのだろうか。骨子はかかっている。しかし、「検討を要する」とまとめているが、一步踏みこんで具体的に計数的に提言するのかどうか。

(委員)

当委員会では、具体的なプランニングから実証分析をしていない。つまり、明確な定量的数値目標には、責任をもてない。したがって、現状把握をベースにした場合、「方向」「道筋」の段階で良いと思う。「道筋」も、いろいろな論の建て方があって、複雑とは思いますが。皆さんは、いかがだろうか。委員もよろしいか。

短刀直入に このところをクリアしてもらいたいというところを言わせていただく。

委員会の役割を振り返ってみると、前年度は、勉強会であった。今回は、勉強を踏まえて、料金体系の方向性を検討してきた。公平性を念頭に置いた料金そのものの引き下げで検討してきた。引き下げの根拠、収支を中長期的に見た場合、危険度はないのかを検討してきた。

そこで、「今後の料金体系のあり方」(提言書8ページ)がポイントであろうと思う。「基本水量制のあり方」「逦増制のあり方について」の2つについて、当委員会はこのような課題をピックアップし、どのような方向性をつけるか提言するということになる。

まず、基本水量制のあり方については、だいたいこの方向性でどうかと思う。現状分析にあったように、衛生上の問題があり一般家庭に付与していた基本水量は、初期の衛生向上という目標を達成し、需要構造が大きく変わり、核家族化、単身世帯の増加で、10 m³/月以下の利用者が増加している。今後は、努力して節水している人にフォローできる料金体系に変えていく必要がある。いままで、ここまで使うべきだと付与した「基本水量は、撤廃を前提とした方向性で見直す」と提言してはどうだろうか。完全撤廃か、段階的な措置をとるかの検討の際には、市民にとって水道料金はシビルミニマム、公共性の高いものであるため、料金値上げにつながらない形でお願いしたい。

その際、基本水量は、撤廃の方向で検討すべきである。実施は、市民に数字を見せた上で、水道局の主体的判断に任せる。

その方向性でよろしいか。

(委員)

実際に採用される際には、元々安いのに更に安くなることを強調して頂きたい。

(委員)

今回のアンケートにあるように、PR不足が現れていると思う。特に料金は政令市で2番目に安いなど知られていない。

水道水 = おいしくない(カルキ臭)のイメージを払拭していかなければならない。先週、東京都金町浄水場の水道水をペットボトルに入れ1本100円で馬鹿売れしていると放映されていた。北九州市もそういうことをやるかどうか。水道週間等で配るとか。チラシは見ないので効果的な方法が望まれる。

(委員)

私も、「水道水は、だめだ」と思っていた。この委員会で「きき水」があり、試された。認識が違っていたことを確認された。「PRは、不可欠。提言の中にこの点を入れて頂いても良いと思う。

(委員)

わたしは、780円から10円ずつ上げても良いと思っていた。説明の仕方だと思う。本来そうしたかったが、値上げするわけにはいけないので、「10m³/月まではただです」ということを認識させるべきであると思う。

(委員)

北九州市がPR不足というのはすごく感じる。私もこの仕事(委員会委員)をするようになってから、出張でいろんな都市に行くと、ポスター等が目につくようになった。他の自治体は、いろんな箇所に水道のポスターが貼ってありPRしている。そして、北九州市はどうかと見てみると見つからない。

もう少し人目の付く箇所にポスターを貼ったりして、おいしい水、安全・安心、安定は皆さん認識していると思うので、「おいしい」、「安い」をPRする必要があると思う。

(委員)

それでは、提言の中に、PRの課題について、触れることでいいか。

(委員)

水道の場合は10m³までは無料だけど、電気の場合は1種料金、2種料金で、従量料金は電気を使わなければ支払わなくてもいい場合もある。

個人的には中途半端に5m³残すよりも完全撤廃して、水道を使わなければその分は徴収しなくてもいいような形にした方がいいと思う。

逡増制については、1,000m³以上の所を撤廃するという思い切った事をされているが、そういう所は大口需用家にとっていい事だと思う。

先程、話があったように、当然に原資があつての話になる。最近、原料や材料のコストが

上昇し物の価格が上がっているのです、料金値上げとならないように、十分に確認された上で、基本料金と逡増制の検討をお願いしたい。

(委員)

次に逡増制のあり方について、議論したいと思う。

逡増制の見直しは何かというと、大口利用者に対する軽減措置のあり方であるが、理由付けの根拠として大きく2つ出されている。

まず、既に北九州地域は水に対する供給能力は十分にあるというのが前提の1つ。2つ目が逡増制を採用していることによって、水道を使用しなくて地下水利用に転換しているという事。この2つの要因から、今までの逡増制を見直す時期にきているのではないかという理屈です。その部分について議論したい。

提言(案)の9頁に「直接料金収入の減少につながることから、少量使用者の軽減分を補填するという、逡増制のもう一つの目的が達成できなくなる」という根拠から見直すべきとなっている。果たして論理としていいのだろうか。

提言の方針をどうするかというと、大口需要者の負担をどう軽減するのか、そして地下水利用転換への歯止めをどうかけるのか、これが大きな具体的な課題である。

従って、結論から言うと、歯止めになるような、固定費が取れるような措置を確保し、それと同時に地下水ではなく水道利用に転換出来るようにインセンティブ・システムを考える必要があり、これが方向性である。

その結果、どうすべきかと言うと、逡増制を撤廃するというのではなく、ここの所をどう考えるのか。逡増制そのものの逡増比率の高さに問題があると、大体の方向性がそういうことになっており、撤廃ではない。

もっとインセンティブが働くような比率に検討してみる。

此処の議論の出し方が、基本水量制と比較するとスッキリしない。こういった点で意見をいただきたい。

確かに現状分析からいくと、こういった点が言える。

ただし、一般的に戦後日本の民主主義体制等の観点からいくと「大口利用者から軽減するのはなんぞや」という問題が必ず出てくる。しかも、もっと利用できる形のインセンティブを取れという。これは基本水量制の問題から含めて、アンケート調査でもあったが、節水に気を付けているのが市民の意識で定着している。これに対して、この論法が説得力に欠けるのではないかと感じる。

我々が提言として、まとめる訳ですから自信の持てる内容にしたい。自由な意見をお願いしたい。

(委員)

逡増制を全くオールナッシングという訳ではないが、一般市民に対して、どう説明していくかということ。理論武装をもう少し考える必要がある。ヘタすると責任を小口利用者の方

に転嫁するということになり、もう少し、我々の料金を下げてもいいのではないかの理論に成りかねない。

そういっても現実の問題は、収入減が3億、やはり歯止めをかけなければならない。そうすると、市民に対してのPRを「皆さん方には実際にかかった原価より安く提供していた」というのを強力に言わないといけない。そう言っても、今よりも料金を上げるような逓増制の撤廃はない。だから、理論的に1タス1がこうなると言えない。

私は一刀両断するのではと思っているが、ちょっと理論的に説得する要因が分からない。

(委員)

感覚的には、もうケース1、ケース2とかではなく、要した費用が料金になるような考え方でいいと思うが、それを強調すると弱い者虐めに繋がるので、このような考え方でいいと思う。

それと、料金が値下げとなるのはありがたいことだと思うが、先程、委員から話があったように、また値上げになると逆行したことになる。

今から時間をかけて、検討して具体的な内容になると思うが、将来に値上げにならないような形で見直しをしていただきたい。

それと、地下水利用の方々についてのペナルティ的なものが書かれているが、これは心情的には理解できるが、対象を絞って狙いを定めているような形に見える。言葉で表現してもいいと思うが、具体的な内容を記入すると、決められた十数社に対してどうかと思う。提言については、その部分は除いた方がいいと思う。

(委員)

意見としては、今回の値下げ措置が将来の値上げに繋がらない事、そして具体的なケース1～4については露骨すぎるということ。その内容については事務局で検討していただく。

ここで、まず理屈から議論しなければならないが、基本的な考え方、料金体系のあり方として、ここに書かれているのは歯止めがかかるようにしよう、大口需用者に対して水道利用のインセンティブを高めるといふ、全くわからない、玉虫色の、スッキリしない感じがする。

極端に言うと、逓増制の問題、逓増制が見直すべきものなのか、撤廃すべきものなのか、逓増制の比率が現状で考えると乖離しているのか、これについて、妥当な方向で検討するのか、いろんな選択肢があると思う。こういった所まで議論のプロセスとしていくのか。

他都市の事例で見ると、当然の事ながら、逓増制を撤廃するという議論はないと思う。

そしたら、我々は逓増制が4.2倍になっているが、これがいいのかどうか、逓増度について見直すべきだという事でよろしいか。

逓増度を見直すことによって、インセンティブを高める、歯止めをかけるという措置にすべきである。この方向性でよいか。ただ、問題は理屈、果たして市民を含めて納得性があるのか、この辺りで意見をいただきたい。

(委員)

やっぱり緩やかな逓増制の緩和であろう。それを一気にやるのか、2年毎にやるのか、ようするに一般市民の動向を見ながらやるのか。それではなく、やるからには一気に下げるとか、いろんなやり方がある。撤廃となると計算上経営が成り立たない。当然に10m³、780円を給水原価に上げなくてはならない。それはあり得ない。仮に10頁のケース1だと2億円の原資がいる。原資を見てやるのもおかしいと思う。あまり民意としてはいい感じを受けない。

(委員)

私はもう少し単純に考えて、水資源自体が余っているから、余っているなら使ってもらって、収入を増やしたほうがいいだろうと。高いから節約して、余った水を自然界にどんどん流してしまうのだから。装置産業なので何かで回収しないといけない。だったら安くして使ってもらって、トータルで収入が増えればそれでいいじゃないかと。ただ、小口の家庭のところ、もう少し使って下さいといっても、たかが知れていますので、大口需要家にたくさん使ってもらった方が早い。その分、固定費も倍額負担しているので、それくらいのことはあってもいいのではないかと考えています。

(委員)

私は、そのところは、ちょっと難しいところがあるかと思っている。論を立てる前提なのだが。その出発として、十分な供給能力は確保している。従って余っている。だから使っていただいて金を出してもらおう。この論の立て方は、課題が残るかなという感じがする。というのは福岡市とかいろんな都市で、まだやはり水事情というのが、非常に供給不足というところがある。ということは何かというと、北九州市は、水道政策が誤っていたんじゃないか、ということにならないか。昭和50年代の予測というものが、大きく変わった。従って、供給過多になっている。この論の立て方は、現状を出発にしている。私はそれでいいのかなと。ちょっと違和感がある。

(委員)

余っているということ、確かに政策の問題になってしまうかと思う。ただ供給能力は十分にある。逓増制の目的というのが、消費を抑制するというのがあった。それが今は、供給が十分だから、今度は、逆に消費を促す。そのために逓増制を緩和する。その緩和するとき、小口の利用者からの意見というか、クレームがつくと思う。それは、水道がPR不足のところがあって、ほとんどの人が、大口利用者が地下水のほうに流れているかという問題がわからないからだ。そういう今までの経過で、P1の最初の図があるが、ここの大口のところだけ取り出して、説明するとか、あるいはどれだけ減っているかなどを説明してはどうか。逓増度を緩和することで、大口利用者を水道水のほうに戻して、そして消費量を高め、

強いて言えば、上手く行けばだが、小口の方も将来的には下げられるかもしれない、くらいの書き方をすればどうか。個人的に言えば、ケース 1 でいいと思っている。ケース 2 の方については、多くなったときに、290 円を 250 円に下げるとするのは、その理由付けが、難しいのではないかなと思うので、単純に、消費抑制から促す方向に、そして今までどれだけ地下水に流れて行ったか、そちらの大口のほうを、水道水に呼び戻すという。そういう説明の仕方が出来るのではないかと思っている。

(委員)

論の立て方だが、基本水量制のあり方についての根拠として、社会状況・経済状況の変化がある。これに対応する形でやらざるを得ないのではないか。これは哲学として成り立つと思う。それから、逓増制の場合だが、水が余ったからというよりも、結局、時代状況から考えて、水道事業とは何かと言うと、高度成長に対応しながら拡張を進めなければならなかった。またその必然性があった。しかし現在は、誰もその当時、これだけの低成長を予測できなかったと思うが、拡張時代が終焉したという認識に立つべきだと思う。拡張時代で考えてみた場合、大量使用者の抑制というものが念頭にないと、やれなかったので、逓増制によって歯止めをかけるという方向でやってきた。しかしその役割は終わったのではないか。その裏返しとして、逓増制を維持しているために、地下水利用への転換が既に民間事業の中で始まっている。このことは、本来のインフラとしての水道事業の基本的な役割を我々が果たしていないと考えてもいいんじゃないか。そういった論立て方がスムーズじゃないかと思う。供給はもう十分だからという風に考えると少しきついかと思う。

(委員)

逓増制のところについては、290 円のところに線を引いているが、290 円のところを 280 円に下げて 325 円を 300 円にするなど、これを少しずつさげるというやり方もあろうかと思う。それと同時に併せて地下水の利用に関しては、基本料金はきちんと頂きますよと。組み合わせみたいな格好になってもよいのではないか。最終的には、地下水に移行することによって、収入が減ってくるということを一番避けたい。逆に地下水の方も、その設備がいつまでも長持ちする訳ではないので、いずれ地下水を使わなくなった時に、さあ更新費用をどうしようかとした時、水道に戻ったほうが結果的にいいだろうというような料金にしておけばいいと思います。

(委員)

その論にすると、私が最初に言ったことが引っ掛かっているが、内部相互補助というのを前提に展開していることになる。これはちょっと違うんじゃないか。これを外したほうがいいんじゃないか。この論はどうなっているかと言うと、結局小口利用者に対する料金を軽減するために、大口利用者からたくさんの料金を取っているが、地下水に転換したので、直接的に大口利用者から取れなくなった。補填出来なくなるからもう少し需要を喚起したい。こ

ういった展開になっている。これはちょっと違うんじゃないか。公共事業の政策で考えてみた場合に、ちょっと異論が出てくる可能性があるのではないか。その根幹に関わる問題だと思う。

(委員)

この論理だけで展開していくと、小口の方も上がるというイメージになると思う。小口にもインセンティブを与えなければいけないし、あまり両方とも下げると、水道の財政がどうなのか。確か平成13年に料金改定したと思うが、あまり金があるというのも変な話だし、この当時の料金改定は、どうだったのか。上げ過ぎたのではないかという議論になると思う。この当時何パーセント上げたか？

(事務局)

9%だ。

(委員)

この9%がなかったら、乱暴だがどの程度収入は下がるのか。

(事務局)

9%なので、概ね年間14億程度の減収となる。

(委員)

実際に1ページのグラフを見てわかるように、逓増制を導入したのは、昭和47年からで、このグラフは昭和48年からとなっている。これ以降、大口利用がどんどん少なくなってくる。これは逓増制の結果として出ている。「直接料金収入の減少につながることから、少量使用者の軽減分を補填するという、逓増制のもう一つの目的が達成できなくなる。」だから見直すべきだというのは、ちょっとどうかなという感じがする。

(事務局)

ここは、委員の皆様が議論されたように、単なる現象面を表現しており、現象面を理由とするのは、飛躍があるのかもしれない。

(委員)

少しネガティブですね。

(事務局)

ここは、もう少し表現を改めるよう考えさせてもらいたい。また、どうしたら良いのかというと、バランスを崩して行って、小口からとれば良いではないかという意見もある。つい

でと言うと、P 9の下から3行だが、この意味は、ケース3と4についてこれを引き続き検討してくださいという位置付けで表現しており、本文に直接かかるという訳ではない。それから、理論的な考え方から言うと、P 1の下のグラフだが、昭和48年から有収水量の変化について表しているが、上のほうにある大口は確かに、現在は減っていますが、昭和48年よりも前は、どんどん増えてきている。

(委員)

そうであれば、この表はこれよりも前を出してもらった方が良い。そうでないとわからない。

(事務局)

そこは、P 16の全体を見ていただくと分かると思うが、増えている要因は、普及率もあったが、どちらかというと大口が非常に伸びていたという要因もあった。前回の委員からの意見にもあったが、拡張事業を盛んにやったというのは、普及率を上げるという理由もあったが、もう1つの大きな理由は、大口需要者の使用量がどんどん伸びていたことがある。それで昭和40年台に、今のベースとなる拡張事業の第3期拡張事業、第4期、耶馬溪の第5期は、ちょうどこの時期の昭和40年代から始めた。その時は、大口の需要がどんどん伸びていた状況があった。

(委員)

私もこの逓増制の見直しの理由付けとしては、結局水が十分足りているからというところからは始めるべきではない、と考えている。足りているからということで出発するのではなく、どちらに転んでも公共事業としての水道事業の意味付けをはっきりしなければならない。それはどういうことかということ、結局これは、市民だけじゃなく産業についてもインフラであることを明確に出すべきということだ。そしてこれが、どういったかたちで、市民ないしは事業体にとって利用しやすいのかというのが水道事業の根幹である、という前提は立てるべきだと思います。そしてその場合に、やはり逓増制の問題は見直すといった場合に、経済・社会状況の変化ということ、かなり前面に出すべきではないかと思う。昭和40年代といえば、日本が最も元気であった時代で、右肩上がりの急成長の時代だ。どんどん成長が続いて、いくらやっても追いつかない時期だ。公共的な事業としての事業所への供給は、どんどん拡張して設備投資をしないと追いつかない時期が続いていた。私はそれは間違っていなかったと思う。しかし、現在はどうかということ、経済学者も予想できなかったと思うが、これだけの低成長になるというのは、ほとんど見通しがなかったのではないか。従ってこのことを踏まえて考えると、高度成長期の右肩上がりの急成長を前提にした水道料金の事業所へのインセンティブシステムあるいは抑制システムを改める時期に来ているのではないかと思う。その枕詞が必要ではないか。ただ増えたから、余ったからというのがネガティブなかたちで転換されて、事業所が地下水に替えたからといって、そこを出発点にすべきではない

と思う。両方一緒にしてもいいと思うが、一つはやはり時代状況が大きく変わったという前提を出すべきではないか。そして、それをこれまで見直さなかった結果、事業所がそっぽを向き始めたという2つの理由の中から。だから、公共事業としての水道事業そのものの十分なインフラとしての役割を果たせなくなってきたという、そこで抜本的な見直しが必要であるという。建て直しが必要であるというふうにした方が良くないか。事務局の方も、好きなように議論に入っていていただいて結構です。

(事務局)

先ほどの拡張事業、これは昭和40年代から着手したが、その時代は大口需要者がどんどん増えてくるので、大口のためにも拡張事業が必要で、設備投資をしないと追いつかない時期である。だから逡増制を導入して、経費のかかる水源開発費については、大口に多く負担していただきたいということだった。これまでの拡張事業は三期拡張、四期拡張、五期拡張と三つあり、これらにかかった費用の企業債残高に占める割合を見ると、昭和55年では500億の企業債残高のうち拡張事業についての企業債の残高が占める割合は77%で8割近くが拡張事業分だった。このため昭和56年の料金改定時は、逡増度を一気に3.6倍から4.66倍まで上げた。この当時については理由が立つと思う。しかし現在の状況はどうかというと平成17年でいえば、670億の企業債残高に対して、拡張事業の企業債残高は138億で2割程度になっている。いわゆる拡張事業に要した費用の償還については、今は低くなってきている。そのような時期にまだ4倍も負担を持ち越していくべきか、という考え方もあるのではないかと考えている。

(委員)

ということは、財政状況から考えたら拡張期にかなり投資をやって、資金回収をどうするかというのがこれまで大きな課題であったが、償還については、だいたい来年にかけて第三期が終了し、残りは四期と五期分。そういった意味では財政的に考えた場合、従来の方法とは違った現象が出てきているので、そういった要素もありますよということですね。そういった所から見直していくべきであるということか。

(事務局)

そういったコメントも盛り込んでどうかということだ。

(事務局)

今の件だが、あまり具体的に拡張時代の数字を言うのではなく、今からの水道事業は更新費用が主になるので、拡張期のように大口需要者ばかりに費用負担をさせるというような料金制度はなじまない。費用的にも、以前のように拡張期の投資分は大きくない。そういった観点から逡増制は見直すべきではないか、というような主旨については入れるべきだと思う。ただ数字的に2割になったからとかというような言い方については、検討させてもらいたい。

委員の言われるように、提言で、大口の水需要が減っているとかいう理由ばかりでは、理論として本末転倒だと思うので、やはり社会経済情勢の変化といったようなものも少し説明として入れながら、考えていきたい。

(委員)

やはりポジティブに出した方がいいだろう。水道事業の社会的使命であるとか、ポジティブな側面から持っていかないと、今のニュアンスではあまりにもネガティブな理由付けではないか。

(事務局)

もう少し、検討をさせてもらいたい。

(委員)

その延長線上の話したが、内部相互補助という発想で、せっかく今まで小口利用者を減額していたものが出来なくなる、というのは理由付けとして取った方がいいのではないかと思う。少しネガティブな発想ではないか。大口から軽減分を取れなくなるからという発想では、前段階の基本水量制など見直す必要はないのだから、論理が矛盾する。ここは少し文言を変えるべきではないか。

(事務局)

確かに今後のあり方に入れるべき文言ではないと思う。その辺は修正したい。

(委員)

今のを踏まえて、逓増制のあり方については、逓増制を撤廃するというのではなくて、時代状況等から考えた場合、逓増度のあり方について見直す時期に来ているのではないか、というぐらいの結論を出した方がいいのではないか。インセンティブを高めるとか色んなことを言っているが、逓増度そのものが4.何倍というのが、結局水道離れを起こしているという現象を考えて見た場合、見直す時期に来ている、といったようなまとめ方の方がよいのではないかと思うのだが。その辺で修正していただければと思うが。

後は何かよろしいでしょうか。では逓増制のあり方については、今の方向性で事務局の方で試案をいただき、また委員に調整してもらいたい。基本的な考え方としては、逓増制については、ポジティブに見直すというスタンスに変えていただきたい。それから考え方として、余っているから使っていただきたい、というのもやめていただきたい。それから内部相互補助的な考え方を出すのもやめていただく、ということでもよろしいか。全体像として、もっと公共事業としての社会的使命の所から少し攻めていただきたい。論の展開の仕方として。その方が市民も納得するし、今後の方向性を考えていくうえでも妥当ではないか。具体的な数字をどうするか、文章をどうするかについては、事務局の方で少し修正していただき、また

調整してもらいたい。

それでは、その他の所で口座割引制についてだが、これについてはだいたいよろしいか。今までの議論の延長線上で、費用対効果の面も含め問題点もあるので、これについてはさらにもっと検討を進めていくべきなので、結論は出さない、ということでもよろしいか。そうすると、5番目の今回の提言にあたってという所が今の議論を踏まえると、少しニュアンスが変わってくると思うので、今の議論を踏まえて、提言にあたっての前提条件の問題とか、この辺を少し、先ほどの件と整合性をもたせた形で、再度委員に回すということでもよいか。

だいたい基本的な方向性については、委員会で合意をいただいたということで、具体的なまとめについては、今後また調整するという事でお願いしたい。

本日は、だいたい提言のまとめについては最終決定ということだが、基本的なスタンスや考え方、微妙な言葉のニュアンス等の問題はありますが、それについては今日の確認をベースにしてまとめるという方向で了承をお願いしたい。

提言の修正結果については、各委員の方に事務局から回っていただき、調整すべき点等ありましたらご指摘をいただき、委員長の責任において事務局と最終調整を行うということでもよろしいか。(委員全員了承)

それでは最後に今後のスケジュールについて、事務局からお願いしたい。

(事務局)

いま言われた提言のとりまとめについては、委員長が言われた方向で修正を行い、各委員へは個別に持ち回りで調整させていただき、最終的には委員長に一任するという事でお願いしたい。最終案が確定したら、提言書という形で各委員に配布させていただく。

(委員)

では最後になるが、今年度は前年度に引き続き4回の委員会を開催した。だいたい今後の料金体系のあり方の方向性について出たのではないかと思う。したがって、この方向性に対する提言内容は最終的に調整してまとめるが、水道局に対しては、この委員会で出された結論に沿いながら、具体的な施策について実施していただきたい。本日、委員の方々から出たとおり、利用しやすい料金体系の問題であるとか、公平性の問題は見直すことが非常に大切である。ただし今回の提言はある程度踏み込んで、料金体系の見直しについては、どちらかという値下げの方向で出している。ただしこの値下げの原案が、将来の値上げにつながるよう、あの時は失敗であったということが絶対にあり得ないよう、やっていただきたい。

ではこれで審議は終了したい。

(事務局)

昨年9月1日の第一回開催から、1年2ヶ月経過し、今年は5月から料金体系のあり方の方向性について議論をいただき、まだ結論は出ていないが、我々としても今から精力的に作業を行い、各委員の指導の下にまとめあげていきたい。

この委員会を通じて、我々自身、本当に事業のPRが下手だということを痛感している。もう少しPR不足の面も、市民の皆様方に認知していただければ、議論がスムーズにいった点もあると思う。それらの反省も含め、本日いただいたご指摘を提言に反映させ、これからも努力していきたいと考えている。提言の内容や外への発表等についても、また委員に相談させていただくが、これで終わりということではなく、これを縁に水道事業の監視役として、これからもご指導いただきたい。本当に長い間、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

